

平成 28 年度事業計画

(平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日)

基本方針

本協会は、昨年度設立 30 周年を迎え、新たなスタートを切る中、平成 27 年度の事業実績を検証し、平成 28 年度も公共嘱託業務の適正かつ迅速な処理に向け、組織体制を一層確実なものとする中で、ガバナンスを確立していかなければならない。また、法令遵守そして透明性の高い運営を心がけ、官公署はもとより国民からも信頼される組織を目指し、以下の事業を推進する。

今年度の公益目的事業「不動産に係る権利の明確化推進事業」の概要は次のとおりである。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
 - ・官公署等からの依頼に基づく不動産の表示に関する登記について、必要な土地または建物に関する調査、測量、嘱託登記手続きの代理業務
2. 地図整備の促進等に係る受託事業（関連事業）
 - ・不動産登記法第 14 条地図作成業務
 - ・国土調査法第 19 条第 5 項指定制度の活用
3. 防災及び災害時支援事業（自主事業）
 - ・平常時における防災訓練での啓発活動
 - ・認定登記基準点整備事業により地図整備を促進し、災害復興期に役立つ地図づくりへの取り組み
4. 土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業（自主事業）
 - ・一般市民を対象とした土地の境界に関する研修会の企画・開催
 - ・不動産登記及び土地の境界に関する市民無料相談の開催

管理部門

総務部

1. 組織関係
 - (1) 諸規則等の整備
 - (2) 効率的な事務運営の検討
 - (3) 会議及び研修会等の効率的な開催と円滑な運営
 - (4) 公益法人として透明性確保のための情報公開
 - (5) 公益法人としてのガバナンスの強化
2. 事業関係
 - 不動産登記制度・調査士制度の啓発と公嘱協会の広報

財務部

公益法人として社会から信頼される会計情報の提供

業務部門

企画部

1. 防災及び災害時支援事業の推進
2. 土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業推進
3. 社員教育の推進

業務部

業務部（推進）

1. 地図づくり関連事業の推進
2. 受注、契約に関する対外的な諸問題への対応
3. 新規業務への取組

業務部（管理）

1. 嘱託登記受託処理体制の強化と啓発活動
2. 公益目的事業推進会議の企画、開催